公立病院等に対する地方財政措置について



令和3年12月6日

自治財政局準公営企業室

ご説明する内容

1. 公立病院に対する地方財政措置 •••P 2

• 地方交付税 •••P 2

• 地方債 •••P10

• 公立病院改革関連 •••P13

2. 診療所に対する地方財政措置 •••P15

3. 公的病院等に対する地方財政措置 •••P18

病院事業に対する一般会計の負担(一般会計繰出金)

公立病院の設置自治体

繰出金

[公立病院に係る公営企業会計] 病院事業会計

〇 独立採算が原則

⇒ 主に診療収入(外来収益+入院収益)で経営

〇 一般会計等が負担すべき経費

- ① 収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 能率的な経営を行ってもなおその経営に 伴う収入のみをもって充てることが客観的に 困難であると認められる経費

【一般会計繰出金の根拠】

- ・地方公営企業法第17条の2第2項
- ・地方公営企業法施行令第8条の5
- -総務省の定める繰出基準(総務副大臣通知)

〈繰出が認められる経費〉

(1) 民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供

一般会計

- 離島 山間地等のへき地医療の確保
- ② 不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - 救急医療の確保
 - · 小児医療、周産期医療
 - 精神医療、結核医療、感染症医療 等
- ③ 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - ・ 県立がんセンター、県立循環器病センター 等
- ④ 広域的な医師派遣の拠点機能の確保
 - 医師及び看護師等の研究研修
 - 医師派遣等の医師確保対策
- ⑤ その他の事業
 - 看護師養成所、院内保育所の運営
 - 集団検診等の保健衛生行政事務 等
- ⑥ 病院事業債元利償還金の一部

※指定管理者制度導入病院・ 地方独立行政法人設置病院 の場合も同等の措置。

地方交付税で措置

※ 経費の性格に応じて、普通交付税または 特別交付税により措置。 2

病院事業に係る主な普通交付税措置

(令和3年度単価)

区分	算定額
病床割	720千円×稼働病床数
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数+32,900千円
事業割	病院事業債の元利償還金の25% (元利償還金の1/2について、一般会計から繰出)
精神病床 (都道府県分)	1,523千円×病床数

※ 病床割により措置している主な経費の概要

- ① 公立病院の施設・設備整備支援に関する経費(※1)
- ② 公立病院職員の基礎年金国庫負担相当分に関する経費(※2)
- ③ 自治体組織の一部である公立病院が行政機関として実施する施策に関する経費
- ④ 共済に係る自治体負担に関する経費
- ⑤ 国家公務員医療職の給与引き上げに対応するための経費
 - ※1 厚労省所管の「医療提供体制施設整備交付金」は公立病院は対象外
 - ※2 地方公務員の基礎年金国庫負担相当分は自治体負担

病院事業に係る主な特別交付税措置

下記項目に応じて算定した合算額又は下記項目に対応する繰出見込額の合算額に0.8を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を措置。

			令和2年度単価	(元年度単価)
	許可病床数	第1種	1,312千円×稼働病床数 +23,700千円	(1,549千円)
①不採算地区病院 (R2拡充)	100床未満	第2種	875千円×稼働病床数 +15,800千円	(1,033千円)
	許可病床数	第1種	1,549千円×調整後病床数(※1)	(1,549千円)
	100床以上150床未満	第2種	1,033千円×調整後病床数(※1)	(1,033千円)
②不採算地区中核病	第1種		1,549千円×調整後病床数(※2)	(-)
院(R2 創設)	第2種		1,033千円×調整後病床数(※2)	(-)
③結核病床			1,633千円	(1,633千円)
④精神病床(市町村分)			1,523千円	(1,523千円)
⑤リハビリテーション専門病院病床		310千円	(310千円)	
	第1種		6,500千円	(5,305千円)
⑥周産期医療病床	第2種		5,200千円	(4,245千円)
(R2拡充)	第3種		3,435千円	(2,805千円)
	第4種		2,750千円	(2,243千円)
⑦小児医療病床(R2拡充)		1,575千円	(1,267千円)	
⑧感染症病床		4,251千円	(4,251千円)	
⑨小児救急医療提供病院(1病院当たり)(R2拡充)			11,375千円	(9,144千円)
⑩救命救急センター(1センター当たり)(R2拡充)			192,700千円	(154,906千円)

令和3年度単価
1,706千円×最大使用病床数
+30,810千円
1,138千円×最大使用病床数
+20,540千円
2,014千円×調整後病床数
1,343千円×調整後病床数

(※1)調整後病床数・・・補正 後許可病床数(100-(許可病 床数-100)×2)と稼働病床数 の低い方 (※2)調整後病床数・・・補正 後許可病床数(100-(許可病 床数-100)×1/4)と稼働病床

数の低い方

● その他の措置

- 〇災害拠点病院又は救急告示病院が災害における救急医療のために行う備蓄に要する経費に0.6を乗じて得た額
- 〇病院内保育所の運営に要する経費に0.6を乗じて得た額
- 〇公立病院医療提供体制確保支援事業として実施される経営支援の活用に要する経費の1/2以内の繰出額に0.8を乗じて得た額(上限400万円) ※改革プラン・診療所・医師派遣・既存施設の除却等経費への措置については後述

不採算地区中核病院に係る特別交付税措置(令和2年度創設)

趣旨

過疎地等の民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講じる。

措置内容

1. 対象要件

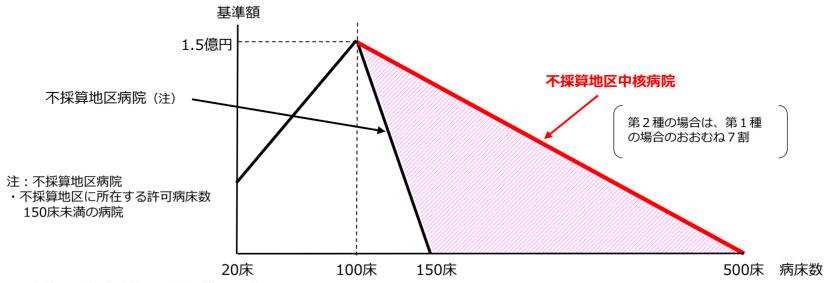
「不採算地区」※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次のi)及びii)を満たすこと。

- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること
- ※「不採算地区」とは、次に掲げる条件を満たす地域
 - ・第1種: 当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上
 - ・第2種: 当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満

2. 財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講じる。

不採算地区中核病院及び不採算地区病院の基準額のイメージ(第1種の場合)



○ 厚生連、日赤等の公的病院等も同様の措置を講じる。

経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への地方財政措置の拡充(令和3年度)

- 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)は、今般のコロナ禍においても、地域唯一又は主要な病院として、平素の医療に加え、発熱外来の開設、PCR検査、行政部門と連携した住民の健康相談対応やワクチン接種の促進等に取り組んでいる。
- コロナ禍においても、病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、 令和3年度について、不採算地区病院への自治体からの支援(繰出金)に係る特別交付税の基準額の見直しを行う。

【不採算地区病院設置自治体】

【不採算地区病院】



不採算地区病院の運営に要する経費に係る一般会計繰出金



特別交付税措置額=一般会計繰出金×0.8

<病床数に応じた基準額あり>



不採算地区病院について想定されるコストアップに対応する観点から、基準額を30%引き上げ

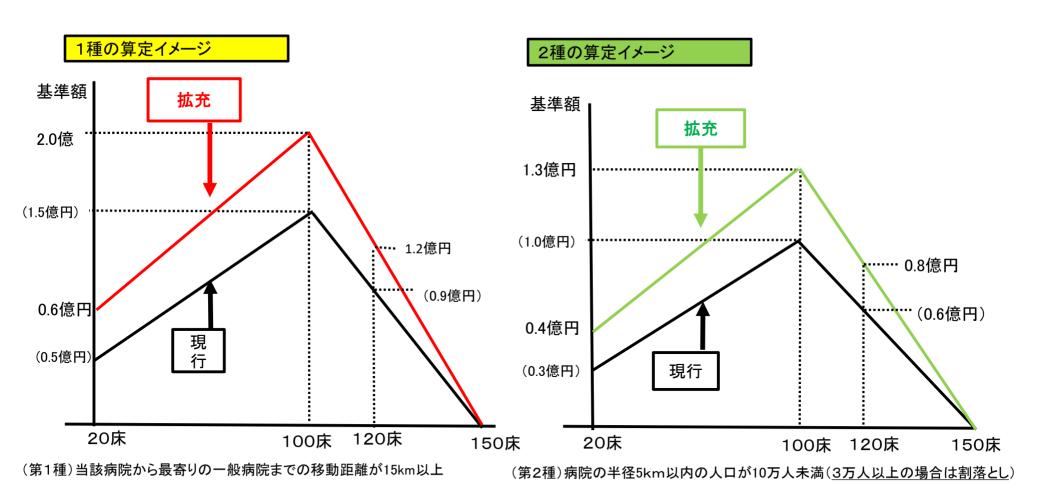
<厚生連、日赤等の公的病院等も同様の措置を講じる>



(第1種)当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上

(第2種)当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満

不採算地区病院への地方財政措置拡充イメージ図



医師派遣に係る地方財政措置

- 過疎地等の公立病院は、必要な医療提供体制を維持するための医師確保が困難な状況。
- 県立病院等の地域の拠点病院からの医師派遣を通じて、医師不足の公立病院の医療提供体制を維持・確保。

派遣元病院

派遣元の公立病院及び公的病院が派遣期間中に派遣医師を確保するための経費への繰出金に対して特別交付税措置

- 〇措置対象となる派遣元病院
 - 公立病院(一般行政病院、公立大学法人を除く)、公的病院等
- 〇算定方法

基準額(単価×派遣日数)と一般会計繰出額×0.6 のどちらか少ない額



非常勤医師を派遣 ※同一自治体間の派遣は対象外

派遣先病院

医師派遣を受けることにより生じる経費への繰出金に対して 特別交付税措置

- ○措置対象となる派遣先病院 公立病院(一般行政病院、公立大学法人を含む)
- 〇算定方法
 - 一般会計繰出額×0.6

医師不足の公立病院



医師を派遣した病院に対して支払う経費 (負担金、旅費等)

※報酬、賃金、手当等の労働の対価として支払った経費は対象外

公立病院医療提供体制確保支援事業(令和3年度創設) <「経営改革支援」「診療支援」を一体として実施(事業イメージ)>

地域医療振興協会(※)

持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向けた公立病院の支援に関する協定

【支援内容例】

- ①病院機能・経営見直し助言
- ②指定管理者の受託
- ③医師等出向による診療支援
- 4)遠隔診療支援
- ⑤医療人材研修 等

※②~⑤に要する経費は通常の病院運営経費 として病院負担(一部既存の地方財政措置あり)

総務省

【基礎的支援】※総務省と地方公共団体金融機構(JFM)の共同事業

地域医療振興協会からアドバイザーを継続派遣

·「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」として実施 (アドバイザー派遣経費はJFM負担)。具体的には以下のとおり。

医療政策に関する国の動き、診療報酬改定等の説明 支援事業主体による病床機能、経営形態の見直しの事例紹介 支援対象病院の求めに応じた病床機能・経営形態の見直しに係る 助言及び提案

【専門的支援】※総務省と地域医療振興協会の共同事業

地域医療振興協会の支援メニューを活用した 診療・経営改革支援の実施計画作成

- ・地域医療振興協会が支援対象市町村と協定を締結して実施
- ・支援期間・費用は市町村と地域医療振興協会で協議。一般会計 **繰出額の8割について特別交付税措置**(措置上限額4百万円)
- · **支援対象市町村は公募**を行い、地域医療振興協会・都道府県の 意見を踏まえて**総務省が決定(3~5団体/年**)
- ・ 市町村は病床機能転換等の検討状況に応じて基礎的支援・専門的支援を選択して応募
- ・ 支援対象病院が「実施計画の執行」も希望する場合は地域医療振興協会による指定管理等も相談可能

よ満程度の病院を想定 ・大い へき地等に所在する三百床

町村立病院

※ 総務省と公益社団法人地域医療振興協会との間で令和3年1月5日に協定を締結。公益社団法人地域医療振興協会と概ね同等の一体的支援機能を有する医療機関・コンサルティング会社(これらの連合体を含む)からも協力の申し出があれば、随時連携協定の締結を検討。

病院事業債の概要

【病院事業債の概要】

- 対象経費
 - ① 病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等
 - ② 医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等
 - ③ 用途廃止施設の処分に要する経費
- 普诵交付税措置
 - 建設改良費等については、建物の建築単価が1㎡当たり36万円以下の部分に相当する額に係る病院事業債(特別分を含む。)の元利 償還金について普通交付税措置を行う。
 - 平成27年度以降に実施設計を行う病院施設の新設・建替等については、地域の医療提供体制の確保に大きな役割・責任を有する都道府県の十分な検討を踏まえて、適当と認められるものに対し普通交付税措置を行う。
 - 上記③については普通交付税措置なし(既存建物を撤去しなければ、施設の増改築ができない場合を除く。)



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

【病院事業債の資金】

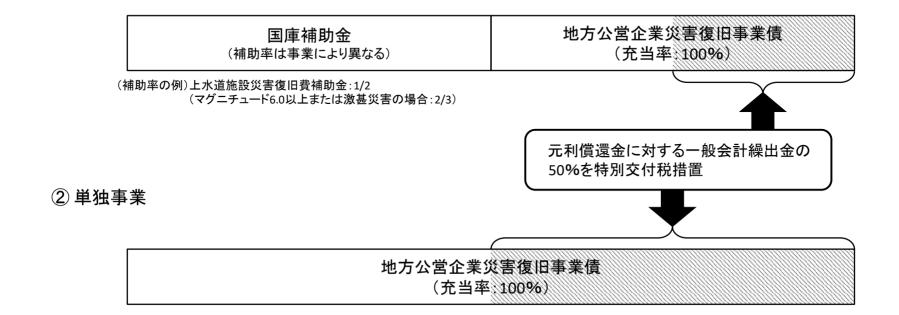
財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金を充てることとしている。※ただし、地方独立行政法人への貸付金にかかる病院事業債の資金については、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

地方公営企業災害復旧事業債について

- すべての公営企業について、災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため、「地方公営企業災害復旧事業債」の 発行が可能。
- このうち、特定の事業については、地方公営企業災害復旧事業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出しを対象として、特別交付税措置(措置率50%)を講じている。
 - ※補助事業(激甚災害による補助率引上げがある場合も含む)、単独事業とも同様。

【財源スキーム】

①補助事業

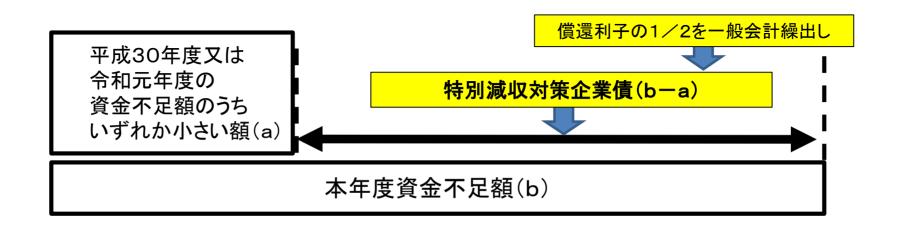


新型コロナ感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債について(令和2年度創設)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、平成28年熊本地震と同様の資金手当措置を講じる。

く措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について 資金手当に係る企業債が発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。 なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- () 償還年限は15年以内



公立病院改革に対する主な地方財政措置

- (1) 新改革プランの策定経費等への措置
 - 新公立病院改革プランの策定及びその後の実施状況の点検、評価及び公表に要する経費について地方交付税措置(上限額:策定経費200万円、点検・評価等経費50万円)
- (2) 再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備への病院事業債(特別分)
- (3) 再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う精算等に際しての措置
 - ① 施設の除却経費への特別交付税措置 公立病院等の再編・ネットワーク化に伴い不要となる既存施設の除却等経費について、 1/2を特別交付税措置
 - ② 病院施設の他用途への転用に際しての普通交付税措置の継続 病院施設の他用途への転用に際しては、経過年数が10年以上の施設等の財産処分である 場合、従来の元利償還金に対する普通交付税措置を継続
 - ③ 指定管理者導入に際しての退職手当債 指定管理者制度の導入等に際し必要となる退職手当の支給に要する経費について、必要に 応じて退職手当債を措置
- <u>(4)許可病床削減時の普通交付税算定の特例</u>
 - 許可病床の削減数に応じた5年間の加算措置(削減病床数×345千円を5年間加算)
 - ※ 併せて、稼働病床の減少に伴う算定額の減少について、3年間、変動を緩和する算定有り。 (稼働病床減少数×0.9(1年目)、×0.6(2年目)、×0.3(3年目))

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備への病院事業債(特別分)

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和3年度まで延長)。

A. 複数病院の統合

- 〇関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- ○経営主体も統合されていること。
 - → 原則として整備費(①~⑤)全額が対象

B. 相互の医療機能の再編

- 〇機能分担による病床規模又は診療科目の見直しが必要。
- ○経営主体が統合されていること。
 - ※ただし、経営主体の統合を伴わない場合は、以下に掲げる 全ての取組が行われていること。
 - ア 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
 - イ 共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
 - ウ 医師の相互派遣による協力体制の構築
 - エ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築
 - → 再編に係る経費(①~④)のみが対象

対象経費

- ①病院・診療所間ネットワーク形成のための患者搬送車、 遠隔医療機器等の整備
- ②経営主体の統合に伴う情報システムの統合等の整備
- ③再編後の基幹病院に新たに整備される高度・救急医療施設、医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設、これらの施設に設置される医療機器等の整備
- ④再編後の基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備
- ⑤統合に伴う新病院の整備



診療所に係る主な地方交付税措置

普通交付税(令和3年度)

区分	算定額
1病床当たり	360千円×稼働病床数
1診療所当たり	7,100千円

※①及び②については、各項目に応じて算定した合算額又は各項目に対応する繰出見込額の合算額に0.8を乗じて 2 特別交付税 得た額のうちいずれか少ない額を措置。

区分		令和2年度単価	
①不採算地区診療所(1病床当たり)	第1種	2,497千円	(元年度) 1,549千円
	第2種	1,665千円	(元年度) 1,033千円
②救急診療所		1,697千円×救 +32,	急病床数 900千円
③休日夜間急患センター等(1診療所当たり)		32,900千	円

令和3年度単価
3,246千円
2,165千円

注1「不採算地区診療所」のうち、第1種は最寄りの一般病院まで15km以上の有床診療所、第2種は直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が 3万人未満の有床診療所(3万人以上10万人未満の場合は単価を逓減)をいう。

注2「休日夜間急患センター等」とは、以下の要件を全て満たす診療所をいう。
① 無床診療所である休日夜間急患センター及び小児初期救急センター
② 前年度の休日(土日祝日年末年始をいう。)及び夜間(午後6時~翌日午前8時をいう。)における診療時間の合計時間が4,620時間以上のもの
③ 各都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められているもの

へき地医療に対する特別交付税措置

特別交付税に関する省令(抄) 都道府県分

(附 則)

第4条(略)

一 へき地保健医療事業実施計画(以下この号において「計画」という。)を実施する道府県について、次の 算式によって算定した額

算式

 $A+B+C\times0.6+D+E\times0.6+F\times0.6$

算式の符号

- A: 計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に42,000円を乗じて得た額
- B: 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等への応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に67,000円を乗じて得た額
- C: 計画に基づき当該都道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別 交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- D: 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等が実施する訪問看護事業に係る訪問日数に70,000円を乗じて得た額
- E 計画に基づき当該都道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の 算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- F: へき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため 平成5年度以降に発行を同意又は許可された地方債(当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を 除く。)の当該年度における元利償還金

へき地医療に対する特別交付税措置

特別交付税に関する省令(抄) 市町村分

(附 則)

第5条 (略)

二 へき地保健医療事業実施計画(以下この号において「計画」という。)を実施する市町村について、次の 算式によって算定した額

算式

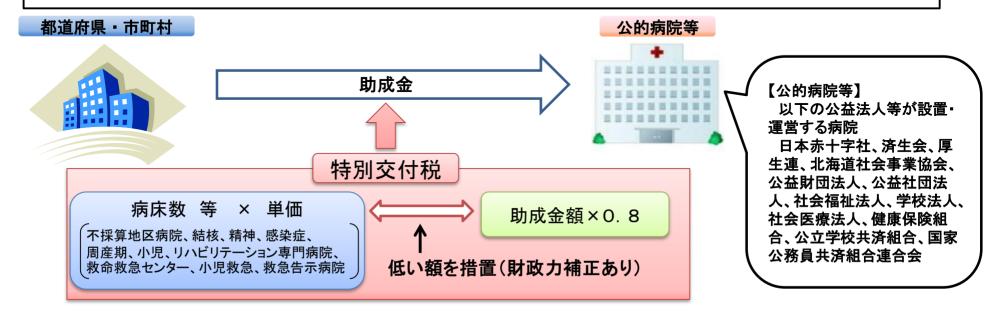
 $A+B+C\times0.6+D+E\times0.6+F\times0.6$

算式の符号

- A: 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に 係る派遣要請日数に51,000円を乗じて得た額
- B: 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に 22.000円を乗じて得た額
- C: 計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別 交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- D: 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に70,000円を 乗じて得た額
- E 計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の 算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- F: へき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため 平成5年度以降に発行を同意又は許可された地方債(当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を 除く。)の当該年度における元利償還金

公的病院等への助成に対する地方財政措置(概要)

■ 地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を 行った場合に、公立病院へ繰出を行った場合に準じて特別交付税を措置(平成20年度~)。



) 特別交付税措置拡充の経緯

	H20	H21	H22	H23	H24~
対象地方公共団体	公立病院を有していない	院を有していない市町村であって公的病院等に助成した市町村 公的病院等に助成を行っている全ての都道府県 及び市町村(公立病院の有無は関係ない)			
1公 多 注意	日本赤十字社、済生会、 厚生連等の公的病院	公益法人、学校法人、社会医療法人等が設置・運営する病院も対象に拡充			
対象医療機能		不採算地区病院、結核医療、精神医療、リハビリ専門病院、救急告示病院、小児救急医療、 救命救急センター、周産期医療、小児医療、感染症医療に拡充			
対象となる支出年度		前年度	支出分		<u>当該年度</u> 支出(予定)分

公的病院等に対する特別交付税措置

下記項目に応じて算定した合算額又は下記項目に対応する助成見込額の合算額に0.8を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を措置。

			令和2年度単価	(元年度単価)	
	許可病床数	第1種	1,312千円×稼働病床数	(1,549千円)	
			+23,700千円		
①不採算地区病院	100床未満	第2種	875千円×稼働病床数	(1,033千円)	
(R2拡充)		先 2 性 	十15,800千円	(1,035十円)	
	許可病床数	第1種	1,549千円×調整後病床数(※1)	(1,549千円)	
	100床以上150床未満	第2種	1,033千円×調整後病床数(※1)	(1,033千円)	
②不採算地区中核病	第1種		1,549千円×調整後病床数(※2)	(-)	
院(R2創設)	第2種		1,033千円×調整後病床数(※2)	(-)	
③結核病床			1,633千円	(1,633千円)	
		1,523千円	(1,523千円)		
⑤リハビリテーション専	門病院病床		310千円	(310千円)	
	第1種		6,500千円	(5,305千円)	
6周産期医療病床	第2種		5,200千円	(4,245千円)	
(R2拡充)	第3種		3,435千円	(2,805千円)	
	第4種		2,750千円	(2,243千円)	
⑦小児医療病床(R2拡充)		1,575千円	(1,267千円)		
⑧感染症病床		4,251千円	(4,251千円)		
⑨小児救急医療提供病院(1病院当たり)(R2拡充)		11,375千円	(9,144千円)		
⑩救命救急センター(1センター当たり)(R2拡充)		192,700千円	(154,906千円)		
①救急告示病院		1,697千円×救急病床数+32,900千円	(1,697千円× 救急病床数+ 32,900千円)		

令和3年度単価
1,706千円×最大使用病床数
+30,810千円
1,138千円×最大使用病床数
+20,540千円
2,014千円×調整後病床数
1,343千円×調整後病床数

(※1)調整後病床数・・・補正 後許可病床数(100-(許可病 床数-100)×2)と稼働病床数 の低い方

(※2)調整後病床数・・・補正 後許可病床数(100-(許可病 床数-100)×1/4)と稼働病床 数の低い方